STEP①	物件の登録申請	物件所有者は、物件の登録申請書等を湯浅町まちづくり企画課へ提出（郵送可）
STEP②	取扱業者の募集	町は、申請を受理後、和歌山県宅地建造物取扱業協会へ物件の取扱業者の募集を依頼
STEP③	取扱希望の申込	物件の取扱いを希望する宅地建物業者は、申込みを行う
STEP④	現地説明会の開催	物件所有者、申込みを行った宅地建物業者は、町担当者による現地説明会を開催し、物件を確認(写真撮影等)
STEP⑤	業者選定・契約	物件所有者は申込みのあった宅地建物取引業者と媒介契約を締結
STEP⑥	登録・情報提供	町は、田舎暮らし応援空き家バンクへ物件を登録し、ホームページ等で情報提供
STEP⑦	問合せ・交渉	空き家利用希望者は、物件に関する情報や契約の交渉について、田舎暮らし受入協議会へ問合せを行う
STEP⑧	現地確認	空き家利用希望者は、まちおこし連絡協議会や町とともに、現地確認を行う（周辺住民とのコミュニケーション等）
STEP⑨	契約	宅地建物取引業者の仲介で利用希望者と契約
STEP⑩	登録の抹消	町は、田舎暮らし応援空き家バンクから物件情報を抹消する
STEP⑪	空き家の改修	空き家利用希望者は、必要に応じて空き家を改修する
STEP⑫	補助金の交付	県から補助金の交付を受ける